

技能講習修了証明書 発行のご案内

技能講習修了証明書（以下「修了証明書」といいます。）は、登録教習機関ごとに発行する技能講習修了証（以下「修了証」といいます。）と同等に、労働安全衛生法第61条第3項に規定する「資格を証する書面」に該当します。（ただし、修了証（原本）は原則として保持が法律により義務付けられています。）

労働災害の防止を図るため、車両系建設機械の運転等一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、この「資格を証する書面」の携帯が、労働安全衛生法で義務づけられています。

詳細については、技能講習修了証明書発行事務局ウェブサイト (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>) を参照してください。

※技能講習修了証明書発行事務局（以下「発行事務局」といいます。）に係る事務は、厚生労働省から委託を受けた富士通株式会社が実施しています。

「修了証（原本）」と「修了証明書（統合カード）」の違いについて

修了証（原本）

技能講習を受講した登録教習機関にて発行されたもの

サンプル（修了証は、登録教習機関ごとに異なります。）

〇〇技能講習修了証	修了証番号 1234 修了年月日〇〇年〇月〇日
〇〇労働局承認 〇〇技能講習センター	氏名：技能 太郎 生年月日：〇〇年〇月〇日 住所：〇〇〇〇〇〇

- 原本なので、原則として保持が法律により義務付けられています。
- 滅失したり、氏名が変更になった場合で、修了証を受けた登録教習機関が、現在も修了証の発行業務を実施している場合にはその登録教習機関での再発行が必要です。

修了証明書（統合カード）

登録教習機関から提供された情報に基づき、**発行事務局**にて交付する、修了したことを証明するカード

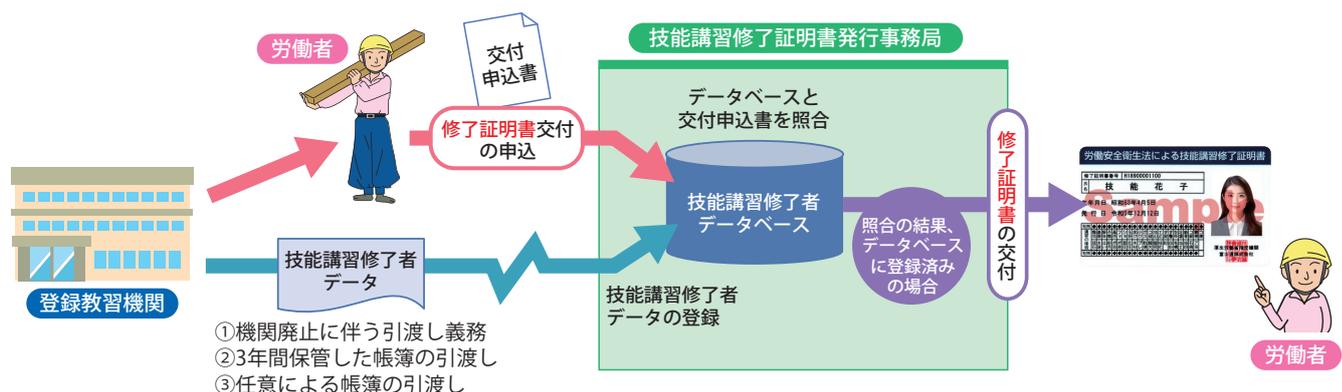
サンプル



- 滅失したり、氏名が変更になった場合で、修了証を発行した登録教習機関が、廃止等の理由により再発行ができない時に、修了証明書が修了証の代わりになります。
※発行事務局に帳簿が引き渡されている場合に限りです。
- データベースに登録された範囲内で申請者が有する複数の技能講習の資格を1枚の「修了証明書」にまとめることが可能です。（ただし、修了証の原本は原則として保持が必要です。）
- 修了年月日の項には、交付年月日が記載されている場合があります。

【注意点】 統合カードの発行は発行事務局のデータベースに登録された技能講習修了者データの範囲内に限りますので、技能講習を修了されていても、登録教習機関から情報が提供されていない場合は統合カードは発行できませんのであらかじめご了承ください。

修了証明書発行及びデータベース管理業務の流れ



※①～③が行われていない場合は発行事務局のデータベースに登録されていません。
※登録教習機関から提供されたデータの登録には、一定の時間を要する場合があります。

1. 目的別手続のご案内

1 修了証(原本)を滅失、損傷した方

ケース①

技能講習を受講した機関(登録教習機関)が、現在も再発行の業務を行っている場合

技能講習を受講した機関に修了証の再交付又は書換えを依頼してください。
手続方法は、各機関にお問い合わせください。

ケース②

技能講習を受講した機関(登録教習機関)が、廃止等により修了証の再発行を行っていない場合

発行事務局にて、修了証の代わりに『修了証明書』の新規発行を行います。
●申請に必要な書類は、P.3の「2. 必要書類」表1の【新規交付A】列をご覧ください。

新規交付A

ケース③

どこで何の資格を受講したか覚えていない、登録教習機関の連絡先がわからない場合

当時一緒に受講した同僚や友人等の修了証を見せてもらい、そこに記載された機関の情報を確認するか、発行事務局に資格照会(開示請求)を行うことで、分かる可能性があります。(P.13)
登録教習機関の連絡先については、各都道府県労働局にご照会ください。

各都道府県労働局HP一覧

<https://www.mhlw.go.jp/link/index.html#roudoukyoku>



2 修了証明書(統合カード)を滅失、損傷した方

発行事務局にて、滅失・損傷した『修了証明書』の再発行を行います。
●申請に必要な書類は、P.3の「2. 必要書類」表1の【再交付A】列をご覧ください。
※ただし、修了証自体を滅失・損傷してしまった場合で、受講した機関が、現在も再発行の業務を行っている場合は、受講した機関にて修了証の再発行を受けた上で申し込みください。

再交付A

3 氏名を変更した方

修了証の書換えがまだ(従来のまま)の場合

ケース①

技能講習を受講した機関(登録教習機関)が、現在も再発行の業務を行っている場合

技能講習を受講した機関に修了証の再交付又は書換えを依頼してください。
手続方法は、各機関にお問い合わせください。

ケース②

技能講習を受講した機関(登録教習機関)が、廃止等により修了証の再発行を行っていない場合

発行事務局にて、修了証の代わりに、氏名を変更した内容で『修了証明書』の新規発行を行います。
●申請に必要な書類はP.3の「2. 必要書類」表1の【新規交付C】列をご覧ください。

新規交付C

修了証明書の書換えがまだ(従来のまま)の場合

発行事務局にて、氏名を変更した内容で『修了証明書』の再発行を行います。
●申請に必要な書類はP.3の「2. 必要書類」表1の【再交付C】列をご覧ください。
※修了証を受けた登録教習機関が現在も修了証の発行業務を実施している場合、登録教習機関に対しても氏名の変更について届け出て、再発行を受ける必要があります。

再交付C

4 何枚もある修了証(原本)を一つにしたい方

発行事務局の技能講習修了者データベースに登録されているデータの範囲内で、発行事務局が、複数の修了証を一つにまとめた『修了証明書』の新規発行を行います。
●申請に必要な書類はP.3の「2. 必要書類」表1の【新規交付D】列をご覧ください。

新規交付D



5 新たに取得した資格を今持っている「修了証明書(統合カード)」に追加したい方

発行事務局の技能講習修了者データベースに登録されているデータの範囲内で、発行事務局が、修了証の資格を追加した内容で『修了証明書』の再発行を行います。
●申請に必要な書類はP.3の「2. 必要書類」表1の【再交付D】列をご覧ください。

再交付D



※特別教育は対象外となります。取得した機関又は事業主へお問い合わせください。

2. 必要書類

表1 『修了証明書』の申込に必要な書類（新規交付／再交付）

必要書類	新規交付（これまでに『修了証明書』の交付を受けたことがない方）		再交付（これまでに『修了証明書』の交付を受けたことがある方）			
	新規交付A 修了証を滅失又は損傷した場合	新規交付C 氏名を変更した場合	新規交付D 何枚もある修了証を一つにしたい場合	再交付A 『修了証明書』を滅失し、又は損傷した場合*2	再交付C 氏名を変更した場合*3	再交付D 新たに取得した資格を今持っている『修了証明書』に追加したい場合
共通	○	○	○	○	○	○
①交付申込書	○	○	○	○	○	○
②証明書写真（1枚）	○	○	○	○	○	○
③本人確認書類	○	○	○	○	○	○
④証明したい技能講習修了証（複写）	○ 損傷のみ	○	○		○ 氏名が変更されたもの	○ 追加希望分のみ
⑤技能講習修了証明書（複写）				○ 損傷のみ	○	○
⑥戸籍抄本等（変更前後の氏名が記載されているもの）		○			○	

- ※1 技能講習を修了した登録教習機関が現在も再発行を行っている場合は、その機関で修了証の再発行を受けてください。
 ※2 修了証明書だけを無くした場合の手続となります。
 ※3 技能講習を修了した登録教習機関が現在も再発行を行っている場合は、登録教習機関に対しても氏名の変更について届け出て、その機関で修了証の再発行を受けてください。
 ※4 再交付A、C、Dの場合、新しい技能講習修了証明書が届きましたら、古いもの（滅失したものが見つかった場合を含みます。）にはハサミを入れて廃棄してください。
 ※5 旧姓又は通称名を併記ご希望の場合は、戸籍抄本、住民票の写し、マイナンバーカード、自動車運転免許証その他法律又はこれに基づく命令により交付され、併記したい旧姓又は通称名が確認できる書面が必要となります。
 ※6 オンラインで申請する場合、必要書類等は複写ではなく画像の添付となります。

表2 必要書類の種類

必要書類	ご説明
共通	
①交付申込書（証明書写真貼付要）	「技能講習修了証明書交付申込書」に必要な事項を記入してください。（P.7） 「修了資格追記用紙」は申込資格が多く書ききれない場合に利用してください。（P.8） ・『修了証明書』の申込みには、申込者本人の写真が必要です。写真のサイズは縦4.5cm×横3.5cmで申込前6カ月以内に撮影した正面、脱帽、背景無地のもの。 ・サングラスやマスクを着用した写真は無効です。
②本人確認のための書類（いずれか1点）	自動車運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、在留カード、住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令により交付され、氏名・生年月日・住所が記載された本人であると確認できる書面（複写）又はマイナンバーが記載されていない住民票の写し（6カ月以内に発行されたもの）。 ※マイナンバーの通知カードは本人確認書類として使用できません。
③技能講習修了証（複写）	・証明したいすべての技能講習修了証（表裏を複写）を用意してください。 ・氏名が変更されている場合は、氏名の書換えをした修了証（複写）を用意してください。 ・修了証を紛失した方は、修了証を発行した登録教習機関で再発行を受けた修了証（複写）を用意してください。
④技能講習修了証明書（複写）	・『修了証明書』の再交付の場合に必要な書類です。 ・修了証明書の表面を複写してください。

代理人又は企業（事業場）で一括して申し込む場合は、修了証明書交付申請者の書類に追加して、下記書類が必要となります。

1 代理人（一個人）が申し込む場合の追加必要書類

- ・委任届（P.10）
- ・代理人の本人確認書類

2 企業（事業場）が申込者に代わり、まとめて申し込む場合の追加必要書類

- ・一括申込書（P.11）
- ・一括申込者の勤務先で発行した身分を証する書面。様式は任意、参考様式は一括申込書の裏面（P.12）
※申込者本人が一括申込書の委任欄へ署名をお願いします。その場合、各申込者の委任届は、省略することができます。

- ※ 郵送で申し込む場合でも、窓口で申し込む場合でも必要となります。窓口の場合、代理人様の本人確認書類は、ご掲示いただければ、その場にてコピーをとらせていただきます。
 ※ 『修了証明書』を郵送で受け取る場合は、「返信用封筒（返信先の明記、簡易書留郵便相当 460円分の切手を貼付したもの）」をご用意ください。
 ※ 一括申込の場合には、『修了証明書』の枚数により郵送料が変わりますので、発行事務局より連絡はがきで通知します。
 ※ 発行手数料は「4. 発行手数料及び支払い方法」を参照の上、申込者の人数分を一括して現金書留にてお支払いください。（コンビニ振込は不可）
 ※ 一括申込を窓口にてお申し込みされる場合、申込人数により書類確認にお時間をいただく場合がございます。後日発送となる場合がございますのであらかじめご了承ください。

申込方法、発送手数料及び支払い方法については、P.4、P.5をご参照ください。

3. 申込方法 郵送、直接窓口、オンラインの3つの方法があります。



郵送での申込方法

郵送先

技能講習修了証明書発行事務局
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館4F Tel:03-3452-3371、3372

Step.1

発行事務局へ必要書類(P.3参照)を郵送してください。

Step.2

発行事務局から「1枚にまとめることができる技能講習資格」と「発行手数料」を郵送で通知します。

※必要書類に不備がある場合も郵送で通知します。
「1枚にまとめることができる技能講習資格」は、発行事務局の「技能講習修了者データベース」に登録済みのデータに限ります。
必要書類受領後、郵送での通知到着までの見込所要日数⇒2週間程度

「1枚にまとめることができる技能講習資格」「発行手数料」をご了承いただいた場合は…

Step.3

コンビニ振込でのお支払い、または現金書留で郵送してください。(P.5参照)

※必要書類の不備について通知した場合は、通知の案内にしたがって必要書類を送付してください。

Step.4

『修了証明書』を返信用封筒(簡易書留)で発送します。

コンビニ振込のご入金確認後、または現金書留受領後、修了証明書到着までの見込所要日数⇒1週間程度

※簡易書留は郵便配達員からの直接手渡しになります。不在の時は不在通知書がポスト等に投函されるので、郵便局へ再配達を依頼してください。郵便局での保管期限が過ぎると事務局へ返送されるため、この場合は改めて460円分の切手を貼った返信用封筒を事務局へ送っていただきます。



直接窓口での申込方法

受付時間 午前 9:00~12:00 午後 13:00~16:00

Step.1

発行事務局へ「必要書類」と「発行手数料(1人分の申請につき、1回当たり1,500円)」をご持参ください。

Step.2

発行事務局より「1枚にまとめることができる技能講習資格」をご提示します。

※持参いただいた必要書類に不備や不足があった場合や「1枚にまとめることができる技能講習資格」の確認に時間がかかる時は、後日発行となる場合がございますのであらかじめご了承ください。
「1枚にまとめることができる技能講習資格」は、発行事務局の「技能講習修了者データベース」に登録済みのデータに限ります。

「1枚にまとめることができる技能講習資格」「発行手数料」をご了承いただいた場合は…

Step.3

『修了証明書』を発行します。



オンラインでの申込方法

利用可能時間 6:00~24:00

Step.1

次のウェブサイト(技能講習修了証明書発行のご案内 <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>)よりオンライン申請をしてください。必要な添付書類はP.3を参照してください。



※一括申込はオンライン申請では取扱っておりません。

Step.2

発行事務局から「1枚にまとめることができる技能講習資格」と「発行手数料」を郵送で通知します。

※必要書類に不備がある場合、郵送で通知します。
「1枚にまとめることができる技能講習資格」は、発行事務局の「技能講習修了者データベース」に登録済みのデータに限ります。
必要書類受領後、郵送での通知到着までの見込所要日数⇒2週間程度

「1枚にまとめることができる技能講習資格」「発行手数料」をご了承いただいた場合は…

Step.3

コンビニ振込でのお支払い、または現金書留で郵送してください。(P.5参照)

※必要書類の不備について通知した場合は、通知の案内にしたがってオンラインにて必要書類を再添付してください。

Step.4

『修了証明書』を返信用封筒(簡易書留)で発送します。

コンビニ振込のご入金確認後、または現金書留受領後、修了証明書到着までの見込所要日数⇒1週間程度

※簡易書留は郵便配達員からの直接手渡しになります。不在の時は不在通知書がポスト等に投函されるので、郵便局へ再配達を依頼してください。郵便局での保管期限が過ぎると事務局へ返送されるため、この場合は改めて460円分の切手を貼った返信用封筒を事務局へ送っていただきます。

4. 発行手数料及び支払い方法 (以下のどちらかの方法でお支払いください)

◆ コンビニ振込でのお支払い

発行事務局から送付する通知内容に記載されている「1枚にまとめることができる技能講習資格」と「コンビニ振込金額」をご了承いただいた場合は、1人分の申請につき、1回当たり**2,103円**を振込票を用いて**コンビニ**でお支払いください。

なお、振込票はコンビニ専用のため郵便局ではお支払いはできません。

2,103円の内訳は「**修了証明書発行手数料 1,500円**・**返信用簡易書留代 460円**・**コンビニ振込手数料 143円**」となります。

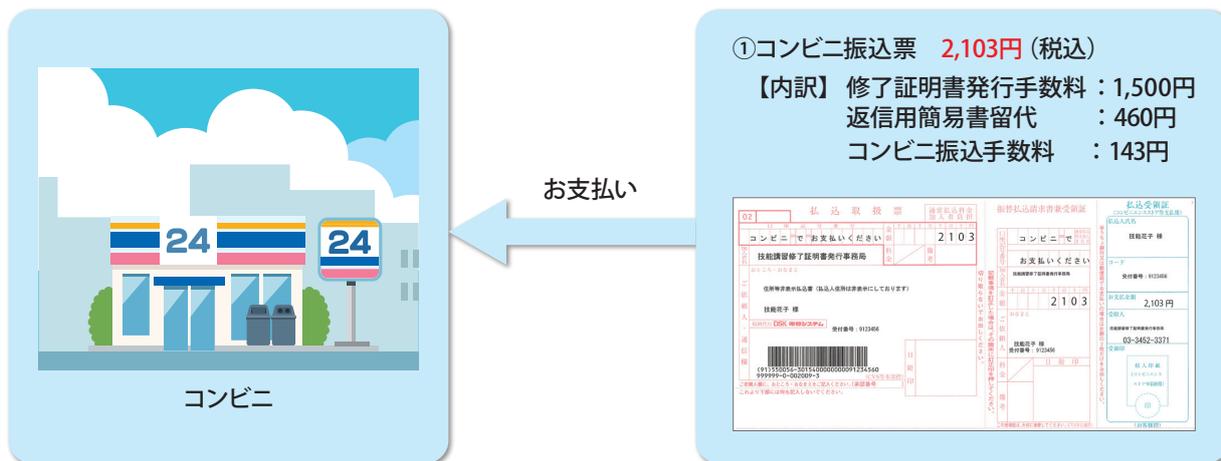
※返信用封筒は事務局で用意します。

※企業一括申込はコンビニ支払の対象外となりますのでご了承ください。

※コンビニ振込の場合、『修了証明書』は郵送のみでの受け取りとなります。

※コンビニでお支払いの際、お客様控えおよびレシートは振込の証拠となるため、受領後は大切に保管してください。

※インボイス制度は対応しておりません。



☆郵便料金 2024年10月時点の料金になります。

◆ 現金書留でのお支払い

発行事務局から送付する通知内容に記載されている「1枚にまとめることができる技能講習資格」と「発行手数料」をご了承いただいた場合は、1人分の申請につき、1回当たり**1,500円**を**現金書留**で郵送してください。なお、『修了証明書』を郵送で受け取る場合は「**返信用封筒** (返信先の明記、**簡易書留郵便相当 460円分の切手を貼付したもの**)」を同封してください。

※現金書留は必ず郵便局窓口から発送してください。(普通郵便で現金を送ることは法令で禁止されています)

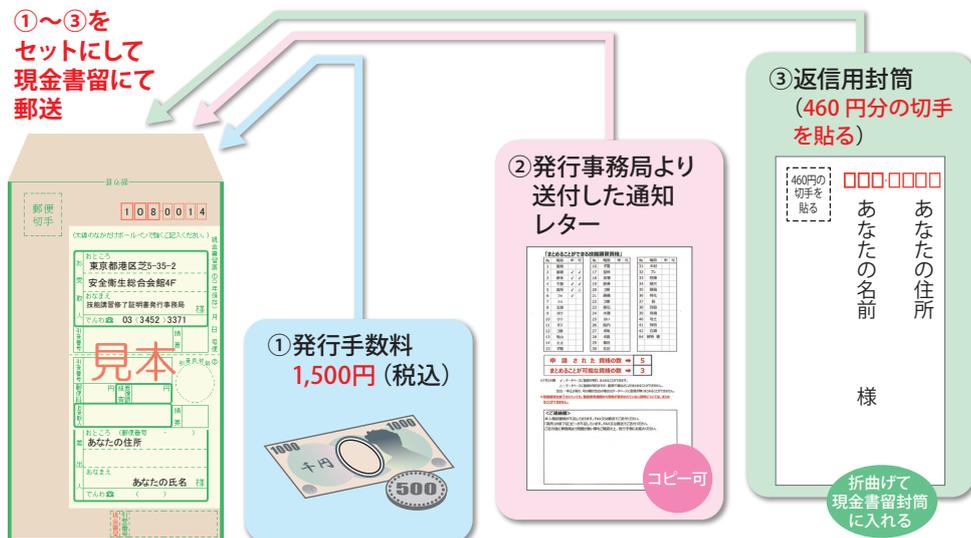
※返信用封筒に貼る切手には、上からセロテープ等は貼らないでください。

※現金書留でのお支払いの場合、コンビニ振込票は破棄してください。

※インボイス制度は対応しておりません。

送付先
〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2
安全衛生総合会館 4F
技能講習修了証明書発行事務局
あて

※窓口で申し込む場合には、1人分の申請につき、1回当たり1,500円(現金)を申込窓口でお支払いください。なお、『修了証明書』を郵送で受け取る場合は「返信用封筒(返信先の明記、簡易書留郵便相当460円分の切手を貼付したもの)」を併せて提出してください。



☆郵便料金 2024年10月時点の料金になります。

技能講習名称一覧表(略称)

No.	略称	現行技能講習名
1	整地	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
2	基礎	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
3	解体	車両系建設機械（解体用）運転技能講習
4	不整	不整地運搬車運転技能講習
5	高所	高所作業車運転技能講習
6	フォ	フォークリフト運転技能講習
7	シヨ	シヨベルローダー等運転技能講習
8	玉掛	玉掛け技能講習
9	床ク	床上操作式クレーン運転技能講習
10	小ク	小型移動式クレーン運転技能講習
11	ガス	ガス溶接技能講習
12	コ破	コンクリート破砕器作業主任者技能講習
13	地山	地山の掘削作業主任者技能講習
14	土止	土止め支保工作業主任者技能講習
15	ず掘	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
16	ず覆	ずい道等の覆工作業主任者技能講習
17	型枠	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
18	足場	足場の組立て等作業主任者技能講習
19	鉄骨	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
20	コ解	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
21	鋼橋	鋼橋架設等作業主任者技能講習
22	コ橋	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
23	採石	採石のための掘削作業主任者技能講習
24	木建	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
25	はい	はい作業主任者技能講習
26	船内	船内荷役作業主任者技能講習
27	ボ取	ボイラー取扱技能講習
28	ボ据	ボイラー据付け工事作業主任者技能講習
29	普圧	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
30	化圧	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
31	木材	木材加工用機械作業主任者技能講習
32	プレ	プレス機械作業主任者技能講習
33	乾燥	乾燥設備作業主任者技能講習
34	酸欠	酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ^{※1}
35	酸硫	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ^{※2}
36	特化	特定化学物質等作業主任者技能講習
37	鉛	鉛作業主任者技能講習

No.	略称	現行技能講習名
38	四鉛	四アルキル鉛等作業主任者技能講習
39	有機	有機溶剤作業主任者技能講習
40	地土	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
41	特四	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
42	石綿	石綿作業主任者技能講習
43	ア溶	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

※1 旧技能講習名：第一種酸素欠乏危険作業主任者技能講習

※2 旧技能講習名：第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習

(労働安全衛生法第76条の改正により2004年4月1日以降、上記技能講習の名称が変更になっております。)

No.	略称	特例講習及び経過措置等講習名
[1]	整特	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能特例講習
[1]	車特	車両系建設機械運転技能特例講習
[1]	車両	車両系建設機械運転技能講習
[2]	基特	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能特例講習
[2]	基研	基礎工事用機械運転者に対する研修
[3]	解特	車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習
[4]	不特	不整地運搬車運転技能特例講習
[5]	高特	高所作業車運転技能特例講習
[6]	フ特	フォークリフト運転技能特例講習
[6]	ホー	ホークリフト運転技能講習
[7]	シ特	シヨベルローダー等運転技能特例講習
[8]	玉特	玉掛け技能特例講習
[8]	玉修	玉掛け技能講習修了者
[9]	床特	床上操作式クレーン運転技能特例講習
[10]	小特	小型移動式クレーン運転技能特例講習
[11]	ガ特	ガス溶接技能特例講習
[15]	ず特	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習特例講習
[18]	足特	足場の組立て等作業主任者技能特例講習
[19]	鉄組	鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
[21]	橋特	鋼橋架設等作業主任者技能特例講習
[27]	ボ講	ボイラ取扱講習
[28]	ボす	ボイラすえ付け工事作業主任者講習
[29]	一圧	第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
[32]	プ作	プレス機械作業主任者講習
[34]	酸危	酸素欠乏危険作業主任者技能講習
[35]	酸特	第二種酸素欠乏危険作業主任者技能特例講習

※カッコ〔 〕内の番号は、技能講習資格への引き当て番号を示します。

※「特例講習及び経過措置による読み替え講習」については、期限が定められている等、制限のあるものがあります。

※特別教育は対象外となります。取得した機関又は事業主へお問い合わせください。

(受付窓口)

写真
4.5cm×3.5cm

技能講習修了証明書発行事務局 殿

以下のとおり、技能講習修了証明書の交付を申し込みます。

申 込 日

令和 年 月 日

申込み前6か月以内に
撮影した上三分身
正面脱帽のもの。
背景無地。

●交付申込みの種類に該当するものを○で囲んでください。

これまでに『修了証明書』の交付を受けたことがない方

これまでに『修了証明書』の交付を受けたことがある方

新規交付A (滅失・損傷)	新規交付C (氏名変更)	新規交付D (統合他)	再交付A (滅失・損傷)	再交付C (氏名変更)	再交付D (資格追加)
ふりがな	旧姓又は通称名を併記ご希望の場合は、併記希望欄の該当箇所を○で囲み、併記したい旧姓又は通称名を右欄に記入してください。また、併記されたい旧姓又は通称名が確認できる戸籍抄本、住民票写し、マイナンバーカード、自動車運転免許証のコピーなどを必要書類に追加してお申込みください。				
氏名					
氏名を変更された方のみ旧氏名の記入も必要です。	併記希望	併記する			
旧氏名	旧姓	旧姓又は通称名			
現住所	本人確認書類に記載されている住所を記入してください。 (〒 -)				
統合カード 発送先住所	統合カードの発送先が現住所と同じであれば空白、または同上と記入してください。会社宛の場合は会社名も記入してください。 (〒 -) (会社名)				
生年月日	電話番号	自宅() - ()	(注4)お持ちの技能講習修了証明書番号		
大・昭・平・令		自宅以外の連絡先(携帯電話、勤務先等)	H		
年 月 日生		()	R		

(注5) 申込修了資格

番号	技能講習の略称	修了証番号	修了(交付)年月日	技能講習を実施した機関の名称
1			昭 平 令 年 月 日	
2			昭 平 令 年 月 日	
3			昭 平 令 年 月 日	
4			昭 平 令 年 月 日	
5			昭 平 令 年 月 日	
6			昭 平 令 年 月 日	
7			昭 平 令 年 月 日	

(注1) 太枠の中のみご記入ください。なお、氏名の変更(新規交付C及び再交付C)の場合には、旧氏名の記入も必要です。

(注2) 再交付A～Dの場合、新しい技能講習修了証明書が届きましたら、古いもの(滅失したものが見つかった場合を含みます。)にはハサミを入れて廃棄してください。

(注3) 本申込みの手続を代理人に委任する場合は、P.10の「委任届」にご記入ください。なお、この場合、代理人の本人確認の書類が必要です。

(注4) すでに技能講習修了証明書をお持ちの方(再交付A～Dの申込の場合)のみご記入ください。

(注5) 技能講習修了証明書にて証明を希望する技能講習の修了事実をいいます。

新規発行の申込みの場合には、証明を希望する全ての修了資格をご記入ください。

資格追加の申込みの場合は、追加して証明を希望する修了資格をご記入ください。

記入欄が足りない場合は、裏面の修了資格追記用紙にご記入ください。

※本申込書にご記入いただいた個人情報及び受領した身分証明書類等は、技能講習修了証明書の発行事務局にのみ利用させていただき、他の目的には使用いたしません。

後日、技能講習修了証発行事務局より送付する通知手紙の受領後3ヶ月以内に発行手数料のお支払いが確認できない場合、又は、申請者様より修了証明書の発行を希望しない旨の意思表示が確認された場合は、交付申込みをキャンセルされたものとし、申込書書類一式を廃棄いたします。申込みに当たっては、あらかじめ本事項にご同意いただいたものとさせていただきますので、ご了承お願いいたします。

発行した修了証明書番号

H										
R										

受領サイン

令和 年 月 日

修了資格追記用紙

氏名

番号	技能講習の略称	修了証番号	修了(交付)年月日	技能講習を実施した機関の名称
8			昭 平 令 年 月 日	
9			昭 平 令 年 月 日	
10			昭 平 令 年 月 日	
11			昭 平 令 年 月 日	
12			昭 平 令 年 月 日	
13			昭 平 令 年 月 日	
14			昭 平 令 年 月 日	
15			昭 平 令 年 月 日	
16			昭 平 令 年 月 日	
17			昭 平 令 年 月 日	
18			昭 平 令 年 月 日	
19			昭 平 令 年 月 日	
20			昭 平 令 年 月 日	
21			昭 平 令 年 月 日	
22			昭 平 令 年 月 日	
23			昭 平 令 年 月 日	
24			昭 平 令 年 月 日	
25			昭 平 令 年 月 日	
26			昭 平 令 年 月 日	
27			昭 平 令 年 月 日	

切
り
取
り
線

【記入例】

該当する発行区分を○で囲んでください。
尚、書換えの場合は**今お持ちの技能講習修了証明書**を提出してください。
新規交付・・・初めての方がこの申込みをする場合
再交付・・・修了証明書の紛失等による再発行の場合

本人確認書類に書かれている氏名、生年月日等を記入してください。
尚、**氏名に変更がある場合は各登録教習機関にて書換えをして**いただいでからの申込みとなります。

氏名を変更された方のみ旧氏名の記入も必要です。

写真を一枚直接貼ってください。

背景は無地のものを使用して下さい。サングラスやマスクを着用した写真は無効です。

ご送付いただく際に写真が折れ曲がらないようにしてください。

技能講習修了証明書発行事務局 殿
以下のとおり、技能講習修了証明書の交付を申し込みます。

申 込 日
令和 XX 年 ○○ 月 △△ 日

写真
4.5cm × 3.5cm
申込み前6か月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの。背景無地。

●交付申込みの種類に該当するものを○で囲んでください。

これまでに『修了証明書』の交付を受けたことがない方
これまでに『修了証明書』の交付を受けたことがある方

新規交付A (減失・損傷)	新規交付C (氏名変更)	新規交付D (統合他)	再交付A (減失・損傷)	再交付C (氏名変更)	再交付D (資格追加)
------------------	-----------------	----------------	-----------------	----------------	----------------

ふりがな **ぎのう たろう**
氏名 **技能 太郎** ③
旧氏名 **修了 太郎** ④
旧姓又は通称名を併記ご希望の場合は、併記希望欄の該当箇所を○で囲み、併記したい旧姓又は通称名を右欄に記入してください。また、併記されたい旧姓又は通称名が確認できる戸籍抄本、住民票写し、マイナンバーカード、自動車運転免許証のコピーなどを必要書類に追加してお申込みください。

併記希望
旧姓
併記する旧姓又は通称名 ⑤

本人確認書類に記載されている住所を記入してください。
(〒 123 - 4567)
〇〇県△△市□□区〇〇町×-×-×

統合カードの発送先が現住所と同じであれば空白、または同上と記入してください。会社宛の場合は会社名も記入してください。
(〒 -) (会社名) ⑥

生年月日
大・昭・平・令
××年××月××日生
電話番号
自宅(03)1234-5678
自宅以外の連絡先(携帯電話、勤務先等)
(03)1234-8765 ⑦

(注4)お持ちの技能講習修了証明書番号
H R
⑧

携帯電話の電話番号でも構いません。
日中確実に連絡がとれる電話番号を記入してください。

(注5)申込修了資格

番号	技能講習の略称	修了証番号	修了(交付)年月日	技能講習を実施した機関の名称
1	玉掛	123456	昭和60年11月8日	〇〇教習所 ⑨
2	高所	4567890 ⑩	昭和57年9月13日	△△教習所
3	解体 ⑪	6789010	昭和42年10月19日	□□教習所
4			年 月 日	
5			年 月 日	
6			年 月 日	
7			年 月 日	

発行区分が「新規」の場合は不要です。

修了証に記載されている登録教習機関名を記入してください。
支部名なども正確に記入してください。
紛失された修了証は各登録教習機関にて再交付をさせていただきますのでからの申込みとなります。

修了証番号、修了日等、修了証に書かれているとおりに記入してください。

技能講習略称で記載してください。

(注1)太枠の中のみご記入ください。なお、氏名の変更(新規交付C及び再交付C)の場合には、旧氏名の記入も必要です。
(注2)再交付A～Dの場合、新しい技能講習修了証明書が届きましたら、古いもの(減失したものが見つかった場合を含みます。)にはハサミを入れて廃棄してください。
(注3)本申込みの手続きを代理人に委任する場合は、P.10の「委任届」にご記入ください。なお、この場合、代理人の本人確認の書類が必要です。
(注4)すでに技能講習修了証明書をお持ちの方(再交付A～Dの申込の場合)のみご記入ください。
(注5)技能講習修了証明書にて証明を希望する技能講習の修了事実をいいます。
新規発行の申込みの場合には、証明を希望する全ての修了資格をご記入ください。
資格追加の申込みの場合は、追加して証明を希望する修了資格をご記入ください。
記入欄が足りない場合は、裏面の修了資格追加用紙にご記入ください。

※本申込書にご記入いただいた個人情報及び受領した身分証明書類等は、技能講習修了証明書の発行事務にのみ利用させていただき、他の目的には使用いたしません。
後日、技能講習修了証発行事務局より送付する通知手紙の受領後3ヶ月以内に発行手数料のお支払いが確認できない場合、又は、申請者様より修了証明書の発行を希望しない旨の意思表示が確認された場合は、交付申込みをキャンセルされたものとし、申込書類一式を廃棄いたします。申込みに当たっては、あらかじめ本事項にご同意いただいたものとさせていただきますので、ご了承ください。

発行した修了証明書番号
H R

受領サイン
令和 年 月 日

「旧姓」と「通称名」の併記について
併記は修了証明書(統合カード)の氏名欄に以下のように印字されます。
【印字例】
旧姓⇒ **技能 花子(旧姓:修了 花子)**
通称名⇒ **金 花子(通称名:金村 花子)**
※通称名のみ印字はできません。

委任届

1 代理人氏名

(代理人の本人確認書に記載の住所を記入)

2 代理人住所 〒

3 代理人電話番号

(自宅)

(連絡先等)

私は、上記の者を代理人と定め、技能講習修了証明書の交付申込手續の件につき、その権限を委任します。

令和 年 月 日

* 申込者自身がお書きください。

申込者住所

申込者氏名

技能講習修了証明書発行事務局 殿

【記入例】

委任届 ①

1 代理人氏名

○ ○ ○ ○

(代理人の本人確認書に記載の住所を記入)

2 代理人住所 〒

108-0014 東京都港区芝 ×-×-× ②

3 代理人電話番号

(自宅) 03 - 3××× - ○○○○

(連絡先等) 090 - □□□□ - ××××

私は、上記の者を代理人と定め、技能講習修了証明書の交付申込手續の件につき、その権限を委任します。

令和 ×× 年 ○○ 月 △△ 日

* 申込者自身がお書きください。

申込者住所

○○県△△市□□区○○町×-×-× ③

申込者氏名

技能 太郎 ④

技能講習修了証明書発行事務局 殿

委任届は一個人が代理人申込みの場合に記入していただくもので、申込者の本人確認書類に加え、申込手續を委任された方の本人確認書類が必要です。
※事業場一括申込みの場合には記入の必要はありません。
(一括申込書が必要となります。)

代理人の本人確認書類に記載されている住所を記入してください。

申込書の本人確認事項に記載されている住所を記入してください。

必ず記入願います。

一括申込書(委任届)

令和 年 月 日

技能講習修了証明書発行事務局 殿

事業場(会社)名称
所在地(送付先) 〒

一括申込者氏名

【※注意事項4の書類も必要】

連絡用電話番号

連絡用FAX番号

下記 名から委任を受け、別添「技能講習修了証明書交付申込書」のとおり、これらの者に係る技能講習修了証明書の交付を一括して申し込みます。

No.	氏名 (本人が署名(自筆))	発行区分(○をしてください)
1		新規交付・再交付
2		新規交付・再交付
3		新規交付・再交付
4		新規交付・再交付
5		新規交付・再交付
6		新規交付・再交付
7		新規交付・再交付
8		新規交付・再交付
9		新規交付・再交付
10		新規交付・再交付

私たちは、上記の者を一括申込者と定め、技能講習修了証明書の申込み及び受理並びにこれらに附帯する事項に関することにつき、その権限を委任します。

※注意事項

- 1 別途、申込者ごとに技能講習修了証明書申込書を記入し、各申込者の必要添付書類を提出してください。
- 2 この一括申込書は提出前に一部コピーし、確認用として保管してください。
- 3 氏名は本人が署名(自筆)してください。
- 4 一括申込者の勤務先で発行した社員証の複写又は身分を証明する書面(様式は任意)を提出してください。(次頁参照)

(参考様式)

身分の証明書（代理人／一括申込者）

次の者は、当事業場（当社）で雇用していることを証明します。

令和 年 月 日

氏 名

（一括申込者／代理人）

所 在 地

事業場（会社）名称

代 表 者

・ 役 職

・ 氏 名

資格照会(情報開示請求)の手続について

次の書類を添付してお申し込みください。オンラインでの申込の場合はオンラインでの回答、郵送での申込の場合は郵送での回答となります。

必要書類等		ご説明
①資格照会申込書 ※オンラインの場合は画面入力		「資格照会申込書(情報開示請求)」に申込者ご本人が必ず記入をしてください。なお、申込書の住所欄には現住所をお書きください。 請求者がご本人以外の場合は、あわせて委任状(P.15)も必要になります。
②本人確認のための書類 (いずれか一点)		自動車運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、在留カード、住民基本台帳カードその他法律もしくは、これに基づく命令により交付され、 氏名・生年月日・住所が記載された本人であると確認できる書類(複写:現住所が記載された面も必ずコピーしてください) 又はマイナンバーが記載されていない住民票の写し(複写不可:6ヶ月以内に発行したもの)。 ※マイナンバーの通知カードは本人確認書類として使用できません。
③切手(460円分)を貼った返信用封筒 ※オンラインの場合は不要		「資格照会回答書(情報開示請求)」を送付するための封筒です。 定形の封筒に本人確認書類に記載の氏名及び現住所(代理人申込みの場合は、代理人の方の本人確認書類に記載された氏名及び住所)を返信先として明記し、簡易書留相当460円分の切手を貼ったもの を用意してください。
代理人 申込み の場合	④委任状(資格照会)	「委任状(資格照会)」に委任者ご本人が必ず記入をしてください。(P.15)
	⑤代理人の本人確認書類 (いずれか一点)	②を参照してください。

※氏名の変更があった方で旧氏名での資格照会も希望される場合は、上記①～③の書類の他に下記⑥の書類も必要になります。(代理人申込みの場合は、上記④⑤の書類も必要になります。)

⑥戸籍抄本又は戸籍謄本等	氏名の変更があった方で、旧氏名で登録されている情報についても資格照会を希望される場合は、「資格照会申込書(情報開示請求)」の旧氏名欄に旧氏名を記入の上、戸籍抄本等の氏名の異動を証する(=氏名変更の経緯がわかる公的な)書類を添付してください。
--------------	--

注意点

1. 回答は発行事務局が保有する技能講習修了者データ(登録教習機関から提供されたもの)の範囲内に限りますので、技能講習を受講していたとしても、発行事務局に保有なしとの回答となる場合がありますのでご了承ください。
2. 上記必要書類等の①及び④については、所定のものに限ります。それ以外の書式では、一切お受けすることができません。また、必要書類に不備がある場合は、申込書類を返却することがあります。
様式については、P.14、15に掲載されているものをコピーしていただくか、下記アドレスのホームページからダウンロードしたものをお使いください。オンラインからの申請も受付しております。
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/contents/shoukai.html>
3. 「資格照会(情報開示請求)」に関して、ご提出いただいた書類等(本人確認書類を含む。)は、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
4. 「資格照会(情報開示請求)」は、技能講習の修了資格についてお調べするものであり、技能講習修了証明書の交付に当たっては別途申請手続が必要になります。

※回答までには3週間程度必要になります。

資格照会申込書（情報開示請求）

令和 年 月 日

技能講習修了証明書発行事務局 殿

請求者 氏名

住所

電話（自宅）

（携帯電話、勤務先等）

※請求者をご本人以外の場合は、あわせて委任状も必要になります。

個人情報の保護に関する法律第 25 条の規定に基づき、下記の者の技能講習修了に係る個人データの資格照会（情報開示請求）を申し込みます。

資格照会（情報開示請求）の対象となる者の氏名等

ふりがな	氏名	ふりがな	旧氏名 (注)
生年月日	大正 昭和 年 月 日生 平成 令和		

*「資格照会（情報開示請求）の手続」をよく読んでから記入してください。

(注) 氏名の変更があった方で、データが新旧のいずれで記録されているか分からない方は、変更前の氏名もご記入ください。

※本資格照会申込書にご記入いただいた個人情報は、個人情報保護法に基づいて行われるあなたの資格照会（情報開示請求）に対応する事務にのみ利用させていただき、他の目的には使用いたしません。

※資格照会回答書は、ご本人の本人確認書に記載の現住所にしか送付できません。(郵送申込の場合)

委任状（資格照会）

代理人：住所

：氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の件につき、その権限を委任します。

技能講習修了証明書発行事務局が保有する私の技能講習資格に関する資格照会の申込み（情報開示請求）及び回答の受理並びにこれらに附帯する事項に関すること。

技能講習修了証明書発行事務局 殿

令和 年 月 日

住 所 〒

氏 名

※資格照会回答書は、代理人の本人確認書に記載の現住所にしか送付できません。
または資格照会対象者の本人確認書に記載の現住所。（郵送申込の場合）

技能講習修了証明書 Q & A

技能講習修了証

Q1 技能講習の修了証を紛失してしまいました。再交付の手続きをしたいのですが、どうしたらいいでしょうか？

A 技能講習修了証の再交付は、原則として、技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関に再交付申込書を提出することによって再交付を受けることとなっています。実際に技能講習を受けた場所（会場）ではなく、どこの登録教習機関が行った技能講習かが問題となります。もし、当時一緒に受講した同僚や友人等がいれば、その方の技能講習修了証を見せてもらってください。例外としては、登録教習機関が技能講習の業務を廃止した場合で発行事務局に帳簿が引き渡されている場合だけは、発行事務局で技能講習の修了資格を証する書面として、技能講習修了証明書を交付することとなります。また、以上によっても、受講した登録教習機関が分からない場合は、発行事務局が保有する技能講習等修了者情報について『資格照会』（開示請求）をすることにより、分かる場合もあります。

➡ 資格照会の手続きの仕方は、P.13をご覧ください。

Q2 氏名を変更した場合、技能講習修了証の書換えをしないといけないのですか？

A 氏名を変更した場合は、技能講習修了証を交付した登録教習機関で修了証の書換えを行ってください。（参考：『労働安全衛生規則第 82 条第 2 項』）ただし、登録教習機関が技能講習の業務を廃止している場合で発行事務局に帳簿が引き渡されている場合だけは、発行事務局で技能講習の修了資格を証する書面として、技能講習修了証明書を交付することとなります。

技能講習修了証明書

Q1 受講している技能講習資格が 1 つでも、修了証明書は交付できますか？

A 1 種類の技能講習修了証の場合でも、『修了証明書』は交付できます。

Q2 これまでの技能講習修了証はいらなくなるのですか？

A この『修了証明書』を携帯すれば作業中に各種の修了証を携帯する必要はありませんが、修了証原本は大切に保管しておいてください。

Q3 技能講習修了証明書の交付にはどれくらいかかりますか？

A 申請書類の不備や発行手数料誤り等の問題がなく、かつ郵送手続が円滑に行われた場合は、概ね 3 週間程度となりますが、申込みが集中した場合これより時間をいただく可能性もございます。

また、直接窓口でお申し込みされた場合であっても、技能講習修了資格の確認等に時間がかかる場合は、後日発行となる場合がございます。

※確認に多くの時間を要する事例

- ・ 修了証明書統合発行システムのデータベースに申込資格が登録されていない場合
- ・ 昭和 47 年以前に受講された技能講習の場合
- ・ 法令の改正に伴って技能講習の名称の変更等がされている場合
- ・ 修了証の技能講習名があいまいな名称で記載されている場合 等

Q4 アーク溶接などの特別教育や安全衛生関係各種免許を技能講習修了証明書で証明してもらえますか？

A 特別教育や安全衛生関係各種免許は証明できません。技能講習修了証明書は、技能講習のみ証明しています。特別教育に関するお問い合わせは、講習機関又は、その講習を行った事業者へお問い合わせください。

Q5 氏名を変更した場合は、どのような交付の申込みの手続きをすればよいのですか？

A 氏名を変更した場合は、修了証の交付を受けた登録教習機関で修了証の書換えを受けた上で、『修了証明書』の交付の申込みをしてください。

※修了証（複写）に記載された氏名と一致しない場合は、『修了証明書』の交付の申込みは受理できません。

Q6 1 級又は 2 級の建設機械施工技士の資格を取得すると「労働安全衛生法第 76 条第 1 項に規定する車両系建設機械と不整地運搬車の運転技能講習修了者と同等の資格が得られる」と聞きましたが、この場合、「技能講習修了証明書」にできますか？

A 「技能講習修了証明書」は、技能講習修了者台帳に基づき発行する証明書ですので、建設機械施工技士の合格証明書により車両系建設機械及び不整地運搬車の運転技能講習資格を「技能講習修了証明書」で証明することはできません。

